

愛媛県猫の適正飼養ガイドライン

平成27年8月

愛媛県

目次

I	はじめに	1 ページ
II	本ガイドラインにおける猫の区別について	1 ページ
III	猫について	1 ページ
IV	猫を飼うにあたって	4 ページ
V	飼い主の責任	6 ページ
VI	災害時の備え	8 ページ
VII	複数頭飼養について	8 ページ
VIII	室内飼養の注意点	9 ページ
IX	集合住宅における飼養について	9 ページ
X	飼い主のいない猫	9 ページ
XI	猫の病気について	10 ページ
XII	問合せ先	13 ページ

I はじめに

愛媛県では毎年多くの猫が愛媛県動物愛護センター及び松山市保健所に収容され、殺処分されています。それらの多くは無責任な飼い主により飼養放棄された猫や、無計画な繁殖により生まれた子猫たちです。このような不幸な命を減らすためには、猫を飼う人たち全員が、猫を飼うということはその猫の一生に責任を持つという事を自覚して、終生飼養や繁殖制限等適正飼養に努めることが重要です。

また、飼い方についても、糞尿や爪とぎ等により近隣住民の迷惑とならないよう、室内飼養等について心がける必要があります。

さらに、近年、飼い主のいない猫に関して、敷地内での糞尿や繁殖等により猫を快く思っていない住民と、猫を不びんに思い、給餌などの世話をする住民との間のトラブルが増加傾向にあります。

このことから愛媛県では、猫の適正飼養の普及啓発を強力に推進するため、「愛媛県動物愛護管理推進計画」に基づき、本ガイドラインを策定することとしました。

本ガイドラインを通じて、県民の方々に猫の適正飼養について理解を深めていただき、猫の問題に対して住民・行政・関係団体等が協働して問題解決にあたり、人と動物が共に幸せに暮らせる愛媛県を目指していきます。

II 本ガイドラインにおける猫の区別について

本ガイドラインでは猫の置かれている状況から4つに分類しています。

- ①う ち 猫：所有者がおり、室内飼養されている猫
- ②そ と 猫：所有者がおり、室内飼養ではない猫
- ③地 域 猫：地域住民により、給餌や繁殖制限等、適正に管理されている猫
- ④飼い主のいない猫：明確な所有者がおらず、地域住民による管理もされていない猫

III 猫について

1. 身体的特徴

体重 約3～5キログラム

体長 約55センチ

体高 約35センチ

(一般的な日本猫(成猫)*洋猫等では、より大型のものもある。)

2. 夜行性

猫は夜行性の動物であるため、夕方～夜半にかけて活動的になります。飼猫ではある程度飼い主の生活リズムに合わせる事もあります。

3. 狩猟本能

ネコ科の動物は基本的に狩りにより獲物を捕まえます。猫も例外では無く、動くものを目掛けて飛び掛かるのも、ネコ科動物の習性によるものです。

猫が虫やおもちゃ等を捕まえて飼い主のところに持ってくる事がありますが、この行動は、獲物を捕まえたことの自慢や、狩りの仕方を教えている行動、等とされています。

4. グルーミング

猫はきれい好きな動物であるため、舌で体を舐める「グルーミング」を行います。

ただし、ストレスを感じている時も過度なグルーミングを行うことがあるので注意が必要です。

また、グルーミングの結果、毛球症と言われる、胃に毛がたまることによる嘔吐おうとや食欲不振を起こすことがあり、特に長毛種では注意が必要です。

毛球症はこまめなブラッシングや専用のフード、サプリメント等で予防することができます。

5. 爪とぎ

猫は古くなった爪を剥がす時やマーキング（なわばり誇示こじ行動）、気分転換等様々な要因で爪とぎを行います。

そと猫の場合、爪とぎの結果近隣の住居や植栽しょくさいに傷をつけてトラブルになったり、うち猫では家具等に傷をつける場合があります。

6. マーキング

猫は自分のテリトリーを誇示こじする目的で爪とぎを行ったり、体を擦り付けたり、オスでは、臭いの強い尿をスプレーして自分の臭いを付けるマーキング（なわばり誇示こじ行動）と呼ばれる行動を行います。

オスのマーキングは去勢手術を行うことで軽減が期待できます。

7. 排泄

猫は決まった場所（自分の排泄物の臭いが付いた場所）に排泄し、排泄物を隠す習性があるため、柔らかい市販の猫用砂等を用意すれば比較的容易にトイレのしつけを行うことができます。

ただしトイレが汚れていると他の場所に排泄したり、排泄を我慢して尿路系の病気になることがあるのでトイレは常に清潔にしておきましょう。

8. 寿命

猫の寿命はうち猫では約10年ですが、そと猫、地域猫、飼い主のいない猫では、感染症や交通事故等により短く、そと猫、地域猫で7～8年、健康管理がされていない飼い主のいない猫ではさらに短く、約4～5年とされています。

9. 食性

動物種によって食性が違うため、猫と人間を含む他の動物では必要な栄養素とその量が違います。

そのため、猫に必要な栄養素がバランスよく含まれていて、年齢や体調に合わせた様々な種類がある、市販の猫用フードをなるべく与えるようにしましょう。

また、人間の食べ物は味が濃く、糖分や塩分が猫にとっては多すぎる場合があります、また、猫にとって有害となる食べ物もあるので、与えないようにしてください。

○猫に有害となる成分が入っている食べ物例

①ネギ類・ニンニクなど

猫の赤血球を破壊する硫化アリルという成分が含まれているため、下痢や嘔吐、貧血、黄疸等の症状を呈することがあります。

この成分は加熱しても壊れないため、ネギ類やニンニクの入っているスープ等も与えないようにしましょう。

②チョコレート

カカオに含まれるテオブロミンにより、下痢、嘔吐、痙攣発作、心不全等を起こすことがあります。

③青魚

青魚に含まれている不飽和脂肪酸を摂りすぎると、皮下脂肪が酸化して炎症を起こす、黄色脂肪症になることがあります。

熱と痛みを伴うため、猫は歩き方に異常が出ます。

10. 成長

猫は生後1週間ほどで目が開き、生後6週間までには乳歯が生えそろい、離乳が終わります。

生後4ヶ月くらいから乳歯から永久歯への生え変わりが始まり、早い個体では生後5ヶ月ほどで繁殖可能になり、生後1年～1.5年で成猫となります。

11. 繁殖

①メス：メスは基本的に年に約1～3回、主に初春から初夏にかけて発情し、オスとの交尾を受け入れるようになります。

猫は交尾排卵（交尾をした刺激で排卵する）のため、受胎率が高く、一度に3～6頭出産し、1年に20頭近く出産することもあります。

そと猫で不妊手術を行っていない場合、所有者の知らないうちに妊娠出産してしまい、子猫の扱いに苦慮する事例がありますので、繁殖の予定が無い場合は、不妊手術を行うようにしましょう。

また、不妊手術を行うことにより、子宮蓄膿症や卵巣嚢腫、乳腺腫瘍等の病気を予防することができます。

②オス：オスは発情期のメスの鳴き声やフェロモン等により発情します。発情したオスは攻撃的になったり、スプレー行為が多くなったりします。

また、そと猫の場合、メスを求めて遠出をして帰れなくなったり、うち猫の場合は脱走する事がありますが、これらの行動は去勢手術により解消・軽減が期待できます。

IV 猫を飼うにあたって

猫は飼い主の庇護の下でなければ健康的に生きることが出来ません。

猫を飼うということは、その猫の一生について責任を持つということです。

猫は命あるものですから病気や周囲とのトラブルの原因となったり、時には飼い主の思い通りにならないことがあります。

「かわいいから」という安易な考えで猫を飼うことは絶対にせず、「大きな責任を担う」ということを自覚して、本当にその猫の一生を面倒みる事が出来るかどうか、飼う前によく考える必要があります。

1. 家族全員が猫を飼うことに賛成していますか？

猫を飼うということは家族が1人増えるということです。

家族全員の協力と忍耐で家族の一員、社会の一員になれるよう育てていかなければなりません。

家族の誰かが猫を嫌っていたりすると、その家族は勿論、猫にとっても大きなストレスとなり、病気や問題行動等、様々なトラブルを起こすことがあります。

2. 終生飼養が出来ますか？

猫は室内飼養で適切に飼えば10数年以上生きます。

猫が生き続ける限り食事やトイレの世話をしなければならず、長期の旅行にも行けないかもしれません。

猫が高齢になり、食事やトイレの世話がさらに大変になるだけでなく、介護が必要となったり、認知症の症状による夜鳴き等により、近隣とのトラブルの原因となるかもしれません。

また、飼い主自身の病気や高齢等により、世話をすることが大きな負担になることも考えられます。

それでも終生飼い続ける覚悟が必要です。

3. 猫を飼うのに適した住環境ですか？

集合住宅や借家等ペット飼養が禁止されていたり、ペット飼養可としても飼養頭数が決められていませんか？

必ず地域のルールを守ってください。

4. 転勤や引っ越し等の心配はないですか？

転勤や結婚などで引っ越しの可能性がある場合は、猫を飼うことについても一度よく考えてください。

猫を引き取ってくれる人は簡単には見つかりません。

5. 不妊去勢手術等の繁殖制限の必要性を理解できますか？

愛媛県で殺処分される猫の多くが繁殖制限をされていなかったために生まれた子猫たちです。

屋外飼養等自由に繁殖できる環境では不妊去勢手術を行っていない場合、猫は短期間で数が増えてしまいます。

同じ運命をたどる猫を作らないためにも繁殖制限が必要であり、また、発情期のストレスを軽減するだけでなく、生殖器系の病気を予防することもできます。

6. 経済的余裕はありますか？

猫も人と同じく食費や日用品代、医療費等様々なお金が必要です。

また、猫には公的な健康保険がありませんので、予防接種や病気・けがの治療には、ある程度の出費を覚悟しなければなりません。

7. 近隣に迷惑をかけずに飼えますか？

猫の鳴き声、爪とぎ、糞尿等により近隣とのトラブルになることがあります。

このような問題を起こさないためにも、室内飼養をするようにしましょう。

8. 飼養できなくなった時のことを考えていますか？

突然の入院や飼い主の高齢化、死亡等により、どうしても飼えなくなることがあるかもしれません。やむを得ない理由がある場合に限り、市町での引取りを行っていますが、引き取られた猫はほぼ殺処分されている現状があります。

自分の代わりに飼ってくれる人を見つけておくようにしましょう。

V 飼い主の責任

1. 猫の安全の確保

飼っている猫の安全を確保することは、飼い主の責任です。

そと猫は交通事故に遭う可能性があります。

猫は状況把握のために動きを一旦止める習性があり、車道を横断中に自分に迫ってくる車を見て立ち止まり、そのままひかれてしまう事があります。

また、交通事故以外でも、ケンカによる怪我や感染症により命を落としたり、迷子になって家に帰れなくなることもあります。

大規模災害では人と同じように猫も被災します。

東日本大震災では猫との同行避難の準備が不十分であったり、迷子札やマイクロチップ等適切な所有者明示措置を行っていなかったため、飼い主の元に帰れない猫も多くいました。

2. 室内飼養をするようにしましょう

猫は環境が整えば十分室内だけで過ごせる動物です。

室内飼養であれば、猫同士の接触で感染する病気や、交通事故、その他糞尿等による近隣トラブルを防ぐことができます。

オスでは去勢手術を行うことで、外へ出たいという欲求を減らすことが期待できます。

3. 迷子にならないようにしましょう

猫は体が大変柔らかく、扉や窓に頭が入る程度の隙間があればそこから外に出てしまう可能性があるため、戸締りには十分注意してください。

また、意図せず外に出てしまった場合でも、保護された場合にすぐに飼い主の元へ戻れるように、迷子札やマイクロチップ等の所有者明示措置を必ず行うようにしましょう。

特にマイクロチップは専用の挿入器で皮膚の下に埋め込むため、生涯脱落することのない、確実性の最も高い方法で、動物病院で行うことができます。

4. 健康管理

猫は人の言葉を話せず、また動物は基本的に弱みを見せないものなので、日頃からよく観察し、少しでも異常があれば早めに獣医師等に相談しましょう。

食欲、表情、動作はもちろん、糞などの排泄物^{はいせつぶつ}についてもトイレ掃除の際、硬さ・色・臭い・寄生虫の有無等確認するようにしましょう。

また、普段から全身を触るようにしておくことで、皮膚や内臓の病気を早期発見できる可能性があります。

普段からかかりつけの動物病院を決めておけば病気や怪我をして動物病院にかかる際に、猫の状態や病歴をカルテ等により把握しているため、スムーズかつ、より適切な処置を受けることができます。

5. 適度なスキンシップ

猫は人に病気を引き起こす可能性のある細菌やウイルスを持っていることがあります。

これらは過度なスキンシップにより人に感染することもあるので、次の点に注意して適度なスキンシップをとるようにしましょう。

- ①口移しや人の物と同じ食器で食べ物を与えないようにしましょう。
- ②口づけ等過度な接触はしないようにしましょう。
- ③猫に触った後は手を洗いましょう。
- ④排泄物^{はいせつぶつ}を処理した後は手を洗いましょう。
- ⑤清潔な飼養環境を保ちましょう。

6. 高齢猫について

フードや獣医療の進歩等により、猫の平均寿命は年々延びていて、それに伴い、いわゆる認知症や高齢による身体機能の低下、不適切な排泄等、様々な問題が増えています。

猫では7歳くらいで初老となり、10歳を超えると老齢となります。この頃から身体機能や眼や耳、鼻などの感覚器機能の低下がみられるようになり、環境の変化への対応が困難になる場合があります。

環境の変化そのものが猫にとって大きなストレスになる事があるので、大規模な部屋の模様替えや引っ越し等、生活環境を大きく変化させることは出来るだけ控えるようにしましょう。

認知症により異常な食欲・無目的に大声で鳴き続ける・徘徊・不適切な排泄等様々な問題行動が現れますが、それぞれ対策や解決策が異なるので、獣医師とよく相談のうえ、適切な介護を行うようにしてください。

VI 災害時への備え

災害が起きた時は猫との同行避難が原則ですが、避難所では猫が苦手な方やアレルギーを持っている方もいますので、避難所で猫が迷惑にならないよう、緊急時の預け先を決めておく等、日頃から準備をしておくようにしてください。

災害時にすぐに同行避難が出来るようにケージに慣れさせ、すぐに持ち出せる場所に避難グッズを用意しておき、特に巨大地震等大規模災害の場合、救援物資が届くまで時間がかかるので、餌と水は最低5日以上は用意しておきましょう。

また、外出時等で同行避難が出来ない場合や、不測の事態により避難中にはぐれてしまう可能性もありますので、迷子札やマイクロチップ等による所有者明示措置を必ず実施するようにしましょう。

VII 複数頭飼養について

人と同じように猫にも個性があるので、猫同士や犬等他の動物との同居飼育がうまくいかない事があります。

特に成猫同士ではどうしても折り合いがつかない事もあり、その場合、猫にとって多大なストレスになる可能性もあるので、無理な同居は避けるようにしましょう。

繁殖させる予定がなければ、生殖器系の病気や、発情時の争いなどの予防効果が期待できるので、不妊去勢手術について検討してください。

また、複数頭飼養の中にそと猫がいる場合、寄生虫や感染症がうち猫に波

及する可能性がありますので、全頭室内飼養をするようにしましょう。

Ⅷ 室内飼養の注意点

室内飼養では夏の暑さや冬の寒さに対する飼主の対策不足から、体調不良に陥ることがあるので、外出する時には適宜エアコン等で温度調節をするようにしましょう。

また、空調を入れている部屋とそうでない部屋を猫が自由に行き来できるようにする等、猫自身による温度調節もできるようにしましょう。

猫は高いところに上る習性があるので、猫が乗った時に、置いてある物が落ちないようにしましょう。

猫は気になるものをいじったり舐めたり、咬んだりする事があるので、誤飲や家電製品による感電等に注意しましょう。

Ⅸ 集合住宅における飼養について

猫飼養可の集合住宅であっても、周囲の住民が必ずしも猫好きとは限らないので、迷惑とならないように飼養しましょう。

特にブラッシングや給餌等は毛や汚れ等による苦情がおきる事があるので、指定された場所以外では絶対に行わないようにしてください。

自宅だけではなく、周囲の住宅にも迷惑をかける事があるので、餌の残りや排泄物はこまめに掃除し、ゴキブリ、ハエ、ダニ等の衛生害虫が発生しないようにしましょう。

X 飼い主のいない猫

1. 飼い主のいない猫に関する問題

明確な所有者がおらず、地域による管理もなされていない猫は、給餌やトイレ、繁殖管理が行われていないため、ゴミを荒らす・糞尿で汚される・敷地内で子猫を産んだ等、様々な地域トラブルの原因となることがあります。

その場から追いやるだけでは、同じ猫が戻ってくる・新たな猫がやってくる・他の猫が繁殖する等、根本的な解決は期待できません。

飼い主のいない猫は交通事故、感染症等様々な危険と隣り合わせのため、平均寿命が4～5年と長く生きられない傾向にあります。

そのため、飼い主のいない猫に関する問題について、人と猫のトラブルや不幸な命を減らすには「排除」ではなく、「地域での管理」や「飼い猫にする」等、「人と猫の共生」が重要です。

2. 地域猫活動について

飼い主のいない猫問題の解決策の一つとして、「地域猫活動」があります。

地域猫活動とは、飼い主のいない猫を「地域の環境問題」としてとらえ、地域住民が中心となって給餌やトイレなど、ルールに基づいて管理し、不妊去勢手術を実施してこれ以上数を増やさず天寿を全うさせ、数を減らしていく活動を指し、行政や動物愛護団体等がそれぞれの利点を生かした援助・支援を行います。

3. 地域猫活動のすすめ方

- ①地域の実態の把握：地域にいる猫の数・性別・被害状況等についての情報収集、地域猫マップの作成等。
- ②地域の合意：活動をする人・自治会・猫被害者等様々な立場の住民による話し合いの実施等。
- ③ルール作り：役割分担、給餌及び排泄場所、清掃回数等明確なルール決め。
- ④不妊去勢手術：全ての猫への不妊去勢手術の実施。
- ⑤その他：活動についての定期的な周知や里親探し等。

XI 猫の病気について

1. 猫の主な感染症

①猫ウイルス性鼻気管炎(FVR)

ヘルペスウイルスの感染により、くしゃみ、鼻水、結膜炎等の症状を起こす、いわゆる「猫カゼ」と言われている病気です。

致死的な病気ではありませんが、鼻づまりにより食欲不振になることがあるので、子猫では注意が必要です。

同じような症状を起こす猫カリシウイルス感染症(FCV)との混合感染により症状が重くなることがあります。

ワクチン接種により予防することができます。

②猫伝染性腹膜炎(FIP)

非滲出(ドライ)型と滲出(ウェット)型があり、非滲出型は肝臓や腎臓、眼等に障害が出て、滲出型は胸、腹などに水が溜まり、発熱、体重減少、呼吸困難を起こす、死亡率の大変高い病気です。

原因であるFIPウイルスは、猫の多くが感染しているコロナウイルス(多くは無症状)が、猫の体内で突然変異したもので、コロナウイルス自体は猫同士の接触により感染しますが、FIPウイルスは猫同士の感染はしないと考えられています。

根本的な治療法及びワクチンはなく、延命治療が中心となります。

③猫白血病(FeLV)

発症初期には発熱、リンパ種の腫れ等が起こり、回復してもウイル

ス感染が続くと持続感染状態となり、白血病やリンパ腫を発症することがあります。

持続感染している全ての猫が白血病を発症するわけではありませんが、白血病以外の、免疫低下による腎臓病や貧血、難治性口内炎等が問題になることが多くあります。

発症すると根本的な治療法はなく、子猫は死亡率及び持続感染の傾向が高いため、注意が必要です。

唾液や血液等から感染するため、猫同士のケンカやグルーミング、未洗浄による同じ餌容器の使用等により、感染する事があります。

予防ワクチンがありますが、予防率は100%ではないため、室内飼育を行い、不特定多数の猫との接触を避けるようにしましょう。

④猫汎白血球減少症（猫パルボウイルス感染症）

発症すると高熱、嘔吐、重度の下痢、血便等を起こし、治療法は対症療法のみで、子猫では死亡率の高い病気です。

また、心筋に障害を起こし、心不全で突然死することもあります。

嘔吐物や糞等から感染しますが、このウイルスは抵抗性が高いため、清掃・消毒が不十分だと他の猫に感染することがあります。

ワクチンで予防することができます。

⑤猫クラミジア感染症

粘性のある目脂を伴う慢性持続性の結膜炎が特徴で、抵抗力の弱い個体や子猫の場合、気管支炎や肺炎を起こし、死亡する場合があります。

特に母猫が感染している場合、生まれた子猫に感染し、生後数日で死亡することがあります。

感染猫の目脂や唾液等から感染するので、多頭飼養の場合は感染猫の隔離等、他の猫が感染しないように注意してください。

ワクチンで予防することができます。

⑥猫免疫不全ウイルス感染症（猫エイズ）(FIV)

発症しても無症状であったり、軽い発熱、下痢などの症状が慢性的に続くことが多く、他の病気で病院にかかった時に検査で判明することがあります。

免疫機能の低下がすすむと、病気が治りにくくなったり、通常であれば感染・発症しないような病気にかかるようになり、末期には合併症により死亡します。

FIV 感染猫の約半数に歯肉炎や難治性口内炎等の口腔疾患がみられ、同時に FeLV にも感染していることがあります。

2. 寄生虫

ノミやダニなどの外部寄生虫や、猫回虫などの内部寄生虫がありますが、室内飼養で、そと猫等との接触が無ければ感染することはほぼありません。

もし感染してしまっても、適切な処置を行えば駆除することができます。

3. その他

①猫下部尿路疾患

猫は他の動物に比べ、尿を濃縮して排泄するため尿結石が出来やすく、それが尿道に詰まることがあります。

尿道が完全に閉塞してしまうと、尿を排泄することができず、その結果尿毒症を発症して死亡することもあるので、猫がトイレに行ったのにトイレが汚れていなかったり、トイレで排泄姿勢のままにいる等、尿が出ていない様子であれば、すぐに動物病院に相談してください。

また、結石が出来やすい食べ物もあるので、結石症を発症した猫は結石予防用のフードを与えるようにしましょう。

②乳腺腫瘍

乳腺が腫瘍化する病気で、猫では7～9割が悪性と言われていて、予後は良くありません。

不妊手術により予防ができるので、繁殖の予定がなければ、不妊手術を受けさせるようにしましょう。

③子宮蓄膿症

子宮に膿が溜まる病気で、陰部から膿が出てくる開放型と膿が出てこない閉鎖型があります。

症状としては、元気消失、嘔吐、多飲多尿、陰部からの排膿・出血（開放型の場合）等があり、末期では子宮破裂による腹膜炎や急性腎不全により死亡することがあります。

治療法としては、抗生剤投与による内科的治療もありますが、再発の可能性があるので、外科手術による子宮摘出が一般的です。

乳腺腫瘍と同じく不妊手術で予防できます。（ただし、卵巣切除のみの場合は発症することがあります。）

XII 問合せ先

愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課	089 (912) 2390
愛媛県動物愛護センター	089 (977) 9200
松山市保健所生活衛生課	089 (911) 1862
四国中央保健所衛生環境課	0896 (23) 3360 (代)
西条保健所生活衛生課	0897 (56) 1300 (代)
今治保健所生活衛生課	0898 (23) 2500 (代)
中予保健所生活衛生課	089 (941) 1111 (代)
八幡浜保健所生活衛生課	0894 (22) 4111 (代)
宇和島保健所生活衛生課	0895 (22) 5211 (代)